

私学助成制度の見直しについて

昨年8月の岡山県私学助成制度検討委員会の提言を踏まえ、平成20年度から私立学校経常費補助制度を次のとおり改める。

1 標準的運営費方式の導入

(1) 各私立学校に対する補助金は、県内公立学校の教職員の平均給与や教育活動費等を基にして、学校ごとに、標準的な運営費を積算し、補助率(1／2)を乗じて算出する。

別紙参照

(2) 予算は、上記の方法で見積もった各学校ごとの補助金額により積算する。

2 過疎地域への配慮

私立高等学校等経常費助成費補助金（過疎高等学校特別経費）取扱要領の過疎地域要件を満たす地域にあって、授業料や入学金等の納付金を県内私立高等学校（全日制）の平均の90%未満に抑え、修学上の経済的負担を低減させている高等学校に対して、納付金額の低減状況に応じて、下表のとおり過疎地域加算を行う。

※過疎地域加算

納付金額／平均納付金額	内 容
80%以上 90%未満	補助金の4%
70%以上 80%未満	〃 8%
70%未満	〃 12%

3 経過措置の設定

制度変更等に伴い、平成19年度に比べて補助金が大きく減少する学校について、平成20年度から4年間、下表のとおり補助金に下限を設ける。

年 度	内 容
平成20年度	平成19年度補助金の97.5%
平成21年度	〃 95.0%
平成22年度	〃 90.0%
平成23年度	〃 85.0%

4 法令遵守の強化

(1) 定員充足状況による減額措置

高等学校（全日制）、中学校、小学校、幼稚園において、定員充足率が110%を超える場合、及び高等学校（全日制）において定員充足率が80%に満たない場合に、その割合に応じて補助金を5%から100%減額する。ただし、適用は平成21年度からとする。（平成20年度は、現行の減額措置を適用する。）

(2) その他の法令違反による減額措置

学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法等に違反した場合、その状況に応じ、補助金を減額する。

標準的運営費方式による経常費補助金算出方法(高等学校の例)

※ 各校補助金額の合計が予算額

